

核燃料物質の使用等に関する規則等の改正

令和 5 年 5 月 31 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号。以下「使用規則」という。）及び令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準（原規規発第 2112156 号。以下「審査基準」という。）の改正案に関する意見公募において提出された意見（以下「提出意見」という。）に対する考え方について了承を得ることについて諮り、使用規則及び審査基準の改正の決定について付議するものである。

2. 経緯

令和 4 年度第 83 回原子力規制委員会（令和 5 年 3 月 22 日）において、使用規則及び審査基準の改正案並びに当該改正案に対する意見公募の実施が了承され、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

3. 意見公募の実施結果等

(1) 対象：

- ① 核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）
- ② 令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の一部改正について（案）

(2) 期間：令和 5 年 3 月 23 日（木）から 4 月 21 日（金）まで（30 日間）

(3) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

(4) 提出意見数：2 件¹

4. 提出意見に対する考え方

提出意見に対する考え方について、別紙 1 のとおり了承いただきたい。

5. 使用規則及び審査基準の改正

使用規則及び審査基準の改正案について誤記を修正した上で別紙 2 及び別紙 3 の

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは 2 件であった。

とおりに決定いただきたい。

6. 今後の予定

使用規則の改正については、委員会決定後速やかに公布し、公布の日に施行する。審査基準の改正についても同日に施行する。

意見公募の結果については電子政府の総合窓口（e-Gov）にて公示する。

使用規則と審査基準の改正内容について核燃料物質使用者との意見交換会で周知を行う。

7. 別紙及び参考

別紙 1	使用規則及び審査基準の改正案に関する提出意見及び考え方（案）
別紙 2	核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）
別紙 3	令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の一部改正について（案）
参考 1	核燃料物質の使用等に関する規則（抜粋）
参考 2	令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の一部改正について（案）の変更箇所（見え消し）

使用規則及び審査基準の改正案に関する提出意見及び考え方（案）

No.	提出意見	考え方
使用規則の改正に関する意見		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連資料の「令和 4 年度第 83 回原子力規制委員会資料 3」の「2. 経緯」に、使用変更許可（承認）申請の添付書類四を廃止することを原子力規制委員会に報告した旨の記載があるが、今回の規則改正案で、使用変更許可だけでなく、使用許可（承認）、合併分割認可、廃止措置計画（変更）認可に係る変更を行う内容としたのは、なぜか？ ・ 今回の規制改正後は、核燃料物質の使用の変更の許可の申請で、申請書本文と変更申請前の添付書類四との内容の不整合が生ずるのではないか？ 	<p>非該当使用施設等¹に係る申請は、使用変更許可（承認）のみならずその他の許認可についても、品質管理に係る添付書類（改正前の使用規則第 1 条の 2 第 2 項第 4 号、第 2 条第 2 項第 4 号、第 2 条の 10 第 1 項第 6 号及び第 6 条の 3 第 2 項第 10 号の説明書並びに第 6 条の 3 の 2 第 2 項の第 6 条の 3 第 2 項第 10 号に係る資料のことを言う。参考 1）がなくても、申請書本文をもって基準適合性を判断出来るため、品質管理に係る添付書類を廃止することとしました。</p> <p>本改正の施行後は、改正内容のとおり、申請書本文をもって基準適合性の判断をします。この場合、本改正の施行後は、御指摘のとおり、申請書本文と過去になされた許認可の添付書類で違いが生じる可能性があります。申請時点が違いますので審査において問題が発生するとは考えていません。</p>

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 41 条で定める核燃料物質を使用しない使用施設等

意見公募の実施に関する意見		
2	<p>受付締切日時の「2023 年4 月21 日0 時0 分」は「2023 年4 月22 日0 時0 分」の誤記ではないか？</p> <p>意見公募要綱によると意見提出期間は 21 日までだから。</p>	<p>意見公募開始後速やかに（3 月 27 日に）受付締切日時を修正しました。</p>
3	<p>本件の受付開始日時の2023 年3 月23 日0 時から受付締切日時の2023 年4 月21 日0 分までは 2 9 日であるが、「意見提出が30 日未満の場合その理由」は何か？</p>	

(案)

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十条第一項、第五十五条の三第一項、第五十七条の五第二項、第五十七条の五第三項において読み替えて準用する同法第十二条の六第三項、第五十七条の六第二項及び第五十七条の六第四項において読み替えて準用する同法第十二条の七第四項を実施するため、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十八条第二項の規定に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則

核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>（核燃料物質の使用の許可の申請）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第二号及び第四号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。</p> <p>一〜六（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（核燃料物質の使用の許可の申請）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。</p> <p>一〜六（略）</p> <p>3・4（略）</p>

(変更の許可の申請)

第二条 (略)

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号及び第四号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場
合に限り、添付するものとする。

一〜四 (略)

3 (略)

(合併及び分割の認可の申請)

第二条の十 法第五十五条の三第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第六号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一〜七 (略)

2 (略)

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の三 (略)

(変更の許可の申請)

第二条 (略)

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一〜四 (略)

3 (略)

(合併及び分割の認可の申請)

第二条の十 法第五十五条の三第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、

一〜七 (略)

2 (略)

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の三 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならぬ。ただし、第一号、第四号、第五号、第八号及び第十号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。

一〇九 (略)

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十一 (略)

3 (略)

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三の二 (略)

2 前項の申請書には、前条第二項第三号から第十一号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。ただし、同条第二項第一号、第四号、第五号、第八号及び第十号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、同条第二項第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならぬ。ただし、第一号、第四号、第五号及び第八号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。

一〇九 (略)

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置)に関する説明書

十一 (略)

3 (略)

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三の二 (略)

2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。

3 (略)

(許可の取消し等に伴う措置)
第六条の八 (略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六条の三の二第二項	前条第一項第三号から第十一号まで	第六条の八第一項において準用する前条第一項第三号から第十一号まで
(略)	(略)	(略)

3 (略)

(許可の取消し等に伴う措置)
第六条の八 (略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六条の三の二第二項	前条第二項各号	第六条の八第一項において準用する前条第二項各号
(略)	(略)	(略)

合併（分割）認可申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

名 称
代表者の氏名（注1）

名 称
代表者の氏名（注1）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の3第1項の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

(注1) 合併又は分割する法人	名 称		
	代表者の氏名		
	住 所		
(注1) 合併又は分割する法人	名 称		
	代表者の氏名		
	住 所		
(注2) 所及び使用の場所 地位の承継に係る工場又は事業	工場又は 事業所	名 称	承継前
			承継後
	所在地	郵便番号（ ）	
		都 道 府 県	
使用の場所		電話番号 ()	

合併（分割）認可申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

名 称
代表者の氏名（注1）

名 称
代表者の氏名（注1）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の3第1項の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

(注1) 合併又は分割する法人	名 称		
	代表者の氏名		
	住 所		
(注1) 合併又は分割する法人	名 称		
	代表者の氏名		
	住 所		
(注2) 所及び使用の場所 地位の承継に係る工場又は事業	工場又は 事業所	名 称	承継前
			承継後
	所在地	郵便番号（ ）	
		都 道 府 県	
使用の場所		電話番号 ()	

質によつて汚染された物を一体として承継する法人 又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人	名 称	
	代表者の氏名	
	住 所	郵便番号 () 都 道 府 県 電話番号 ()
合併又は分割の方法及び条件 (注3)		
合併又は分割の理由		
合併又は分割の時期		年 月 日

質によつて汚染された物を一体として承継する法人 又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人	名 称	
	代表者の氏名	
	住 所	郵便番号 () 都 道 府 県 電話番号 ()
合併又は分割の方法及び条件 (注4)		
合併又は分割の理由		
合併又は分割の時期		年 月 日

使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関するこ と	
<p>注 1 新設分割の場合は、新設分割を行おうとする者のみ記載すること。</p> <p>2 「地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所」 地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所を全 て記載すること。</p> <p>3 「合併又は分割の方法及び条件」 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割の区分及び合併又は分割の条件 を記載すること。なお、合併又は分割の条件については、合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される 法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法 人において、核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと及び核燃料物質の使用を適確に行うに 足りる技術的能力があることを確認できるよう、核燃料物質の使用の目的及び方法並びに使用済燃料の処分の方 法に変更がないこと並びに核燃料物質の使用に必要な技術的能力について記載すること。</p>	
<p>備考 1 本様式は、日本産業規格A4版とすること。</p> <p>2 この申請書の提出部数は正本1通とすること。</p> <p>3 この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の10第1項に規定する書類を、それらの書類の一覧 とともに添えること。</p> <p>4 様式中に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を用いても構わない。</p>	

使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関するこ と	
<p>注 1 新設分割の場合は、新設分割を行おうとする者のみ記載すること。</p> <p>2 「地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所」 地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所を全 て記載すること。</p> <p>3 「合併又は分割の方法及び条件」 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割の区分及び合併又は分割の条件 を記載すること。なお、合併又は分割の条件については、合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される 法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法 人において、核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと及び核燃料物質の使用を適確に行うに 足りる技術的能力があることを確認できるよう、核燃料物質の使用の目的及び方法並びに使用済燃料の処分の方 法に変更がないこと並びに核燃料物質の使用に必要な技術的能力について記載すること。</p>	
<p>備考 1 本様式は、日本産業規格A4版とすること。</p> <p>2 この申請書の提出部数は正本1通とすること。</p> <p>3 この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の10第1項に規定する書類を、それらの書類の一覧 とともに添えること。</p> <p>4 様式中に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を用いても構わない。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(案)

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

年 月 日

原子力規制委員会

令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の一部改正について

令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準（原規規発第2112156号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則（令和5年原子力規制委員会規則第〇号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

改正後	改正前
<p>III. 審査の基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準</p> <p>令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書には、<u>使用規則第6条の3第2項</u>で定める以下の書類又は図面を添付することが求められている。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>以下、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書の添付書類について、その記載事項ごとに審査における確認内容を示す。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>III. 審査の基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準</p> <p>令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書には、<u>使用規則第6条の3第2項</u>で定める以下の書類又は図面を添付することが求められている。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 廃止措置に係る品質管理（継続的改善）に関する説明書</u></p> <p>以下、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書の添付書類について、その記載事項ごとに審査における確認内容を示す。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 廃止措置に係る品質管理（継続的改善）に関する説明書</u></p> <p>・<u>使用規則第6条の3第2項第10号</u></p> <p><u>個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、評価していることについて、以下の事項が示されていること。</u></p> <p>1) <u>原子力の安全確保を目的としていること。</u></p> <p>2) <u>廃止措置対象施設における保安活動を適用範囲としていること。</u></p> <p>3) <u>廃止措置期間中における個別業務について、改善策を立て、実施し、その結果を評価して必要があれば更なる改善を行うことを実施内容としていること。</u></p>

	<p><u>なお、廃止措置期間中においても、許可を受けたところにより同号に定める措置を講ずる場合は、その旨が示されていればよい。</u></p>
--	--

○核燃料物質の使用等に関する規則（抜粋）

（昭和三十二年十二月九日）

（総理府令第八十四号）

（核燃料物質の使用の許可の申請）

第一条の二 法第五十二条第二項の核燃料物質の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 法第五十二条第二項第五号の予定使用期間及び年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに記載すること。
- 二 法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。
- 三 法第五十二条第二項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。
- 2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。
 - 一 法第五十三条第二号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（次号に掲げるものを除く。）
 - 二 使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると

想定される事故(多量の放射性物質等を放出する事故を含む。第二条第二項第二号において同じ。)の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に應ずる災害防止の措置に関する説明書

三 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書

四 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

五 法人にあつては、役員の氏名及び履歴並びに登記事項証明書

六 法第五十二条第一項の許可を受けようとする者(法人にあつては、その業務を行う役員)に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

4 法第五十二条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第六号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十四条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第二条 令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第二号に規定する事項を記載するものとする。

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書

類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一 変更後における法第五十三条第二号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(次号に掲げるものを除く。)

二 変更後における使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に應ずる災害防止の措置に関する説明書

三 変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書

四 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し一通とする。

(合併及び分割の認可の申請)

第二条の十 法第五十五条の三第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合にあつては、分割計画書)の写し

二 合併後存続する法人又は吸収分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人が現に使用者でない場合にあつては、その法人の登記事項証明書

三 前号に規定する法人が現に行つている事業の概要に関する説明書

四 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の役員となるべき者の氏名及び

履歴

五 前号に規定する法人が法第五十四条第一号、第二号及び第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

2 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の三 法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置対象施設及びその敷地
- 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 五 性能維持施設
- 六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 七 核燃料物質の管理及び譲渡し
- 八 核燃料物質による汚染の除去
- 九 核燃料物質等の廃棄
- 十 廃止措置の工程

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第一号、第四号、第五号及び第八号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。

一 既に核燃料物質(使用施設を通常の方法により操作した後回収されることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質を除く。第六条の五第一号において同じ。)を使用施設から取り出していることを明らかにする資料

二 既に使用施設における核燃料物質の使用が終了していることを明らかにする資料

三 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

四 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

六 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

七 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

八 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

九 廃止措置の実施体制に関する説明書

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者

にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置)に関する説明書

- 十一 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三の二 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項
- 四 変更の理由

2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。

- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第六条の八 第六条の三から前条までの規定は、旧使用者等の廃止措置について準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の三第一項

法第五十七条の五第二項

法第五十七条の六第二項

第六条の三の二第二項	法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項	法第五十七条の六第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項
第六条の三の二第二項	前条第二項各号	第六条の八第一項において準用する前条第二項各号
第六条の四第一項	法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書	法第五十七条の六第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書
第六条の五	法第五十七条の五第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可	法第五十七条の六第二項又は同条第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項の認可
第六条の六第一項及び第六	法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項	法第五十七条の六第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第五項
条の七	法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項	法第五十七条の六第四項において読み替えて準用する法第十二条の

前条	
前条各号	
各号	七第九項 次条第一項において準用する前条

別記様式第1 (第2条の10関係) (平29原子規17・追加、令元原子規2・令元原子規3・令2
原子規12・一部改正)

合併(分割)認可申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

名 称
代表者の氏名(注1)
名 称
代表者の氏名(注1)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の3第1項の規定により、次のとおり法人の合併(分割)の認可を受けたいので申請します。

合併(注1)又は法人分人	名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
	住 所		
合併(注1)又は法人分人	名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
	住 所		
地事業 ³ の承継に係る工場又は事業所(注)	工場又は事業所	名 称	承 継 前
			承 継 後
	所 在 地	郵便番号()	
		都道 府県 電話番号()	
	使 用 の 場 所		
合併又は質体 併しに核燃料 後分割承継 する施設及び 法人若しくは 若しくは人並 若しくは人並	名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
	住 所	郵便番号() 都道 府県 電話番号()	

合併又は分割の方法及び条件(注4)	
合併又は分割の理由	
合併又は分割の時期	年 月 日
使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事	

- 注 1 新設分割の場合は、新設分割を行おうとする者のみ記載すること。
- 2 「地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所」 地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所を全て記載すること。
- 3 「合併又は分割の方法及び条件」 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割の区分及び合併又は分割の条件を記載すること。なお、合併又は分割の条件については、合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継する法人において、核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと及び核燃料物質の使用を適確に行うに足る技術的能力があることを確認できるよう、核燃料物質の使用の目的及び方法並びに使用済燃料の処分の方法に変更がないこと並びに核燃料物質の使用に必要な技術的能力について記載すること。

- 備考1 本様式は、日本産業規格 A 4 版とすること。
- 2 この申請書の提出部数は正本 1 通とすること。
- 3 この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第 2 条の 10 第 1 項に規定する書類を、それらの書類の一覧とともに添えること。
- 4 様式中に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を用いても構わない。

(案)

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

年 月 日

原子力規制委員会

令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の一部改正について

令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準（原規規発第 2112156 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則（令和 ~~55~~年原子力規制委員会規則第○号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

改正後	改正前
<p>III. 審査の基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準</p> <p>令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書には、<u>使用規則第6条の3第2項</u>で定める以下の書類又は図面を添付することが求められている。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>以下、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書の添付書類について、その記載事項ごとに審査における確認内容を示す。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>III. 審査の基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準</p> <p>令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書には、<u>使用規則第6条の3第2項</u>で定める以下の書類又は図面を添付することが求められている。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 廃止措置に係る品質管理（継続的改善）に関する説明書</u></p> <p>以下、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書の添付書類について、その記載事項ごとに審査における確認内容を示す。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 廃止措置に係る品質管理（継続的改善）に関する説明書</u></p> <p>・<u>使用規則第6条の3第2項第10号</u></p> <p><u>個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、評価していることについて、以下の事項が示されていること。</u></p> <p>1) <u>原子力の安全確保を目的としていること。</u></p> <p>2) <u>廃止措置対象施設における保安活動を適用範囲としていること。</u></p> <p>3) <u>廃止措置期間中における個別業務について、改善策を立て、実施し、その結果を評価して必要があれば更なる改善を行うことを実施内容としていること。</u></p>

	<p><u>なお、廃止措置期間中においても、許可を受けたところにより同号に定める措置を講ずる場合は、その旨が示されていればよい。</u></p>
--	--